

津野町景観計画

平成20年8月

高知県津野町

前文 ーこの景観計画の考え方（原則）ー

津野町は、「日本最後の清流」と評される四万十川の源流点を有する町として、流域市町と連携し「景観法」による「景観行政団体」となり、豊かな自然景観や優れた伝統文化の保護、育成に努めることとなった。

ついては、津野町における今後の景観計画のあり方についての基本的な考え方をここに示すものである。

津野町の主な景観の特性は、霊峰不入山を源とする「四万十川」と第二支流である「北川」そして、我国で最後にカワウソが確認された清流「新莊川」の三つの河川を軸として形成されており、日本三大カルストの一つである「四国カルスト」や「不入溪谷」「長沢の滝」そして「鶴松の森」や「棚田風景」など多くの景勝地を有すると共に、悠久の歴史の中で培われてきた津野町ならではの集落形態や、そこで育まれてきた「津野山古式神楽」「花取りおどり」そして「農村歌舞伎」などの貴重な伝統芸能も今に受け継がれている。

本町では、これらの恵まれた自然環境や伝統文化の保全や育成を図るため、「津野町環境基本条例」や「津野町四万十川の保全及び振興に関する基本条例」また「津野町文化財保護条例」等を制定し住民の理解のもとに取り組んできた。

そのような中、平成16年6月に国において良好な景観を促進するための法律として「景観法」が制定され、各地で地域の特性を活かした景観づくりに取り組む動きが活発化してきた。

良好な景観は、そこに暮らす人々にとって快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりではなく、訪れる人々を魅了し、引き付け、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力ともなるものである。

ついては、本景観計画は津野町の良好な景観づくりに関する理念や町・町民・事業者の責務、景観法第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき景観計画の区域、良好な景観づくりの方針、届出を要する建築行為等とその行為に関する制限、自主的な地域づくりを行う者等の認定及び支援等、景観施策の基本的事項を定めることにより、津野町の個性有る良好な景観づくりを進めるための指針とするものである。

第1章 津野町の地域特性と歴史

【自然特性と歴史】

本町は高知県の中西部に位置し、日本三大カルスト台地の一つである四国カルスト天狗高原（標高1,485m）や四万十川の源流点である不入山（標高1,336m）を背にして、太平洋へと蛇行を繰り返す二つの四万十川（本流・支流）沿いに点在する集落と、鶴松森（標高1,100m）を源として須崎湾に注ぐ、清流新荘川の三つの河川沿いに集落や耕地が開けた中山間地に位置する町である。

町の総面積は197.89km²で内約90%が山林で占められ、耕地面積は4.8km²と極めて少なく、その耕地の大部分は山麓に棚田状に形成されている。

また、気候は標高差1,400mの地形的条件もあり比較的温暖な東部地域と冬場には積雪が度々発生する西部地域とでは寒暖の差も大きく、また背後を四国山脈に囲まれているため、年間降水量が3,000mmを超える全国でも有数の多雨地帯となっている。

このような気候条件のなか、かつては常緑広葉樹林であった山林の多くは、スギ・ヒノキなどの人工林化が進んではいるものの、不入山や四国山脈付近においては、ブナやモミ、ツガ、高野マキ、ヒメシャラ、カエデなどの高山特有の樹木の群落が分布し、また川沿いの二次林にはシイやカシ・イロハ紅葉・ネムノキ・コナラ、ウルシなどの群落が点在するなど多様な植生を形成し、四季の変化を醸しだしている。

また、本町の歴史は古く最も古いものは縄文時代初期の遺跡（船戸遺跡）が確認されているが、津野町の歴史のなかで中世期、約700年にわたって津野山地域を開発・統治してきた津野氏の影響は極めて大きいものがある。

特に、津野氏は農地の開発と併せて三嶋神社の建立や「津野山古式神楽」「花取り踊り」「江島踊り」「農村歌舞伎」などの文化の振興にも努め、これらは山間の地域色と都や伊予、土佐などの他の地域からもたらされた文化が融合し、独自の発展を遂げ、茶堂や古民家・棚田などの山里風景と共に津野山文化として今に受け継がれている。

【人口動態】

本町の人口は昭和25年をピーク（15,371人）に、その後一貫して人口減少が続いている。特に高度成長期の昭和35年の国勢調査時（13,249人）であった人口が平成17年ではマイナス48.2%の6,862人とほぼ半減した状況である。また、年齢階層別人口においても高齢者人口比率が36.8%と高く、若年層は11%と少ない状況にある。

【産業】

本町の平成17年度（国勢調査）における就業人口は3,300人であり、平成12年に比べて79人の減少となっている。就業人口比率では、第3次産業が46%と最も多く、次いで第2次産業30.7%、そして3次産業が23.1%の順となっている。

第3次産業は、平成12年と比較して就業人口比率で1.7ポイント高く、徐々にで

はあるが第3次産業への移行がうかがえる。その背景としては、道路の整備が進み須崎市や高知市方面への通勤が可能となったことが考えられる。

一方、町内における産業は経営者の高齢化から、多様化する消費者ニーズに十分には応え難い状況にあり、購買力の流出が顕著となっている。

また、第1次産業においては長引く林業不況や農産品の価格の低迷、また従事者の高齢化などにより、厳しい状況となっている。

【土地利用】

本町の総面積は197.89K m²であり、内林野が176.9 k m²、耕地が4.8 k m²、そして宅地等が16.19 k m²となっており、耕地や宅地の多くは四万十川や新莊川沿いに点在している。

また、農地については経営規模が零細であるものの施設園芸などが定着し、一定の成果は現れている。

しかしながら、市場の価格に影響されやすく、また経営者の高齢化等もあり厳しい状況となっている。

第2章 津野町における景観の特性と課題

【四国カルスト天狗高原周辺】

(特性)

町の北部に位置する四国カルスト天狗高原は、愛媛県と境を接する標高1,485mのカルスト台地である。

本カルスト台地は、山口県の秋吉台や福岡県の平尾台とともに日本三大カルストの一つであるが、標高においては最も高いカルスト台地となっており、石鎚連峰から太平洋までの、見渡すかぎりの360度のパノラマは別格のものである。

また、そこには高山ならではの風景や自然が息づき、春はブナやヒメシャラ、カエデなどの新緑が香り、初夏は緑濃い草々の中に羊の群れと見まがう石灰群と可憐な花々が咲き乱れ、秋にはカエデや紅葉が美しい紅葉を、冬は木の葉も草も枯れ落ちて、何とも言えない静寂の世界を醸しだし、訪れる人々に四季折々の景色を演出してくれる場所となっている。

近年、これら恵まれた自然環境を活用した森林セラピー事業にも取り組んでいる。

(課題)

四国カルスト天狗高原の魅力は、四国の尾根から眺める壮大なパノラマと豊かな自然景観にある。その恵まれた資源の活用を図る為にも道路の整備や交流拠点の整備は必要不可欠であり、如何に景観や環境と調和した地域開発を進めるかが重要な課題となっている。

【四万十川周辺】

(特性)

本町には、不入山を源とし流れる四万十川が二つある。一つは船戸地区を通過し四万十町に流れる四万十川の本流である。

また、もう一つは不入山の裏を源とし北川地区を経て梶原町に流れる、四万十川第二支流北川である。

何れの川も、山間地特有の滝や溪谷また巨石が点在する河川景観を有し、水清く美しい流れを形成している。

特に、本流の源流点周辺は、木漏れ日の中に苔むした岩や小川のせせらぎが良く似合う場所となっている。

また、第二支流北川は古くからアユやアメゴ、うなぎなど多くの魚類が生息する河川として知られる所であり、春から夏にかけてのシーズンには多くの太公望が訪れる場所となっている。

また、春には川岸に岸ツツジの薄紫の花が咲き誇り、周辺の集落と相まった景観は山里の原風景を思わせる。

(課題)

四万十川の源流点を有する本町では、旧村時代から「近自然工法」を用いて、河川景観の保全や魚族や水生生物の生息環境の整備に取り組んできた。

しかしながら、近年山林の荒廃を起因とした水量の減少や水質の悪化が大きな問題となっている。ついては、水辺林などの水際の環境保全と合わせて水源である山林の維持管理のあり方が大きな課題となっている。

【新荘川周辺】

(特性)

鶴松山を源流として、須崎湾に流れる新荘川は我国で最後にカワウソが確認された河川として知られている。

河川延長は30数キロと短い川ではあるが、アユやツガニ、手長エビなどが生息しており、また、流れが比較的緩やかであることから、家族づれや子供達の憩いの場として人気が高く、河川プールやキャンプ場、また宿泊施設なども整備されている。

(課題)

本河川は、流れが緩やかで安全な川として子供からお年寄りまで人気の高い川ではあるが、近年 河川環境の変化と共に魚族の生息数が減少傾向にある。

その主たる要因は、魚族の生息する自然河岸や岩陰などが減少したことにあると考えられる。ついては水辺林の保全と合わせて、魚や水生生物の生息環境の整備が求められる。

【農村集落】

(特性)

(新土居・永野・赤木・床鍋・杉ノ川・白石・船戸・桑ヶ市・力石・北川
・芳生野等の地域)

本町の集落の多くは、新莊川並びに四万十川と第二支流である北川沿いや、その支流となっている小河川沿いに点在している。

これらの集落は、山懐に包まれて豊かな自然の中で、茶堂や古民家・棚田などの里山風景と共に、多くの史跡や民族文化を今に伝えている。

(課題)

本町の集落は、その地形条件によって各集落特有の景観を有すると共に、歴史を感じる古民家や集落独自の歴史や伝統文化また自然環境を有している。

ついでには、此処の地域の持つ資源の掘り起こしを行うと共に、周辺景観と調和した景観ポイント等を整備し、住む者が魅力を感じる集落の整備が求められている。

【農村集落（棚田集落）】

(特性)

(樺ノ川地区・貝ノ川地区・西黒川地区・桂地区・宮谷地区・枝ヶ谷地区)

本町の農地の多くは棚田や段畑で形成されている。特に樺ノ川地区や貝ノ川地区、西黒川地区また宮谷地区などにおいては、比較的規模の大きなものが存在しており、丹念に積み上げられた石積みが見る者に歴史を感じさせる。

また、布施ヶ坂の丘陵地の手入れの行き届いた茶畑の風景は美しく、特に春の新緑の頃は遠方に見える山並みと相まって、道行者に一服の眺めを饗している。棚田は、山間地域で暮らした先人の知恵と汗の結晶であり、それは「万里の長城に匹敵する「人類の遺産」である。」と文豪司馬遼太郎は棚田の持つ歴史的価値を表している。

(課題)

今日、山間地域は過疎化、高齢化と相まって農業離れが深刻な状況であり、特に生産効率の悪い棚田や段畑などにおいては放棄地化が深刻な問題となっている。しかしながら、これらの棚田や段畑は山間地域独特の風景であり、今後も残して行かねばならない貴重な歴史的財産である。

ついでには、地域の人々に棚田や段畑の歴史的な価値の理解を求め、棚田の石組みの維持や保全に取り組む。

また、棚田や段畑など周辺景観と調和した集落の形成に努めると共に、景観ポイントの整備や交流施設の整備等に取り組む、観光・交流など新たな保存の為の取り組みが必要である。

【市街地（商業地区・住宅地区）】

(特性)

(姫野々・新田地区等の地域)

本町の市街地は国道197号沿線を中心として、旧村の中心地区を軸として構成され

ている。

姫野々地区は、嘗てこの津野山地域（旧葉山、旧東津野、栲原町）一体を治めた津野氏の居城が在った地域であり、その城下町として発展してきた歴史的にも古い街である。

近年、商業施設やマンションなど住宅化が進んでおり、古くからの農村集落形態は薄れつつあるが、新たな町並みづくりの観点からも建築物の外観デザインや階数、また色彩などにおいて共通の理解が求められる。

また、新田地区は旧東津野村の中心地区であり、北川とその支流の力石川の合流地点に位置し、国道197号と439号が交差する交通の要所の地ともなっている。

街の歴史は、周辺の集落と比べると比較的新しいが、街の中を流れる四万十川の第二支流である北川や山懐に抱かれた街並みは、山間の街らしい落ち着いた佇まいを形成している。

（課題）

姫野々地区の街並みは、三島神社を中心として形成されており同神社で執り行われる「祭典」や「おなばれ」また「花取り踊り」などは地域と密接につながり、街並みや生活のなかに一定の風情として保たれてきた。

しかしながら、今日的生活形態の多様化により街並み景観にも大きな変化が現れてきている。ついては、商店や人家などを新築や改築時に周辺景観と調和したデザインへの誘導や屋外広告物のコントロール、また市街地の景観ポイントの整備等に取り組む必要がある。

また、新田地区は旧東津野村の行政や商業の中心地であったが、町村合併後その衰退は厳しいものがある。

この様な状況下、本地区を縦断している国道439号の道路改良が地域において検討されており、改良事業と合わせた町並み整備も議論されるところである。

ついては、周辺景観と調和した町並みの形成を図ると共に、地区の大きな特徴である河川景観の保全や市街地からの景観ポイントの整備、屋外広告物のコントロール、また電線類の地中化なども含めた検討も行い、本町の交流拠点としての景観整備に取り組む必要がある。

第3章 津野町の景観形成に関する理念・目標

1・理念

緑豊かな山林、四季折々の変化を見せる自然景観や農村風景、四季を通じて執り行われる様々な祭りや神事など、今我々が享受している美しい景観や心なごむ生活空間、そして伝統行事は風土や歴史また文化の表れであり、この地に生活する人々によって創造され、受け継がれてきた町民のかけがえのない共有の財産である。

ついては、これらかけがえのない財産を次代に残していくために、「景観は公のもの」

を礎として、更に質の高い景観形成を進めていくものとする。

(目指すべき方向)

「自然と歴史と文化が織り成す津野の景観づくり」

理念の実現に向けて、良好な景観づくりの基本目標は、次のとおりとする。

- (1) 歴史のある棚田や農村風景、四万十川や新荘川等の自然景観を積極的に保全すると共に、景観デザインに基づき更に質の高い生活空間整備を行なう。
- (2) 町民、事業者、町が良好な景観づくりのための役割を認識し、家庭、地域、職場、公共施設などの環境美化に積極的に取り組み、清楚で快適な町づくりを行なう。
- (3) 歴史と文化が息づく農村部の民家や地域の景観を形成する上で重要な樹木等の保存や育成に積極的に取り組むと共に、伝統文化や芸能などの地域資源を有効利用した、新たな観光交流の振興を図る。
- (4) 市街地（商業地区・住宅地区）における個性のある町並みの保存を図ると共に、風土や歴史を基調とし魅力・賑わい・活力のある新しい市街地空間の整備に取り組む。

2・町・町民・事業者の責務

先人たちによって創造され、受け継がれてきた歴史的、文化的財産を次代に継承しつつ、町・町民・事業者等が景観づくりに対する役割を分担し、より質の高い生活環境づくりを進めるため、次に掲げる責務を果たすものとする。

(町の責務)

- (1) 町長は、良好な景観づくりに関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。
- (2) 町長は、施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者等の意見を十分に反映させるよう努めるものとする。
- (3) 町長は、町民並びに事業者等の景観づくりに関する知識の普及及び高揚を図るため必要な措置を講じるものとする。
- (4) 町長は、必要があると認めるときは、国、県又はその他の公共機関が実施する公共事業に対して、景観づくりに関する協力を要請するものとする。
- (5) 町長は、公共施設等の整備を行なう場合は、良好な景観づくりに先導的な役割を果たすものとする。

(町民の責務)

(1) 町民は、自らが良好な景観づくりの主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努力するものとする。

(2) 町民は、町が実施する良好な景観づくりや町づくりに関する施策に協力し、共にその推進に努めるものとする。

(事業者等の責務)

(1) 事業者等は、事業活動の実施に当たっては、良好な景観づくりや地域づくりの妨げにならないよう努めるものとする。

(2) 事業者等は、町が定める良好な景観形成のための行為の制限を遵守すると共に、専門的知識や経験等を活用し積極的に良好な景観づくりに努めるものとする。

第4章 津野町の景観形成に関する基本方針

1・景観計画の区域及び景観形成重点地区等

(1) 景観計画の区域

津野町における良好な景観の保全、形成に関する計画（以上「景観計画」という。）の区域は、津野町全域とする。

(2) 景観重点地区の指定の方針

津野町景観条例第8条の規定に基づき、次に掲げる地区を景観重点地区として指定する。

ア 歴史と文化が息づく緑豊かな農業集落景観の保全を目指す地区

イ 個性ある町並み保全に取り組む地区並びに、新たな魅力・賑わい・活力のある市街地景観の形成を目指す地区

ウ 四季を感じられる豊かな自然環境や景観形成づくりを目指す地区

エ 住民が、自らの地域を誇れるような生活環境や景観形成づくりを目指す地区

オ アからエに掲げる地区のほか、良好な景観の保全、創造を目指す地区

(3) 景観重点地区

本町の景観重点地区は、上記のア～オに該当する地区とし優れた景観美を有する山村集落の保全や振興に取り組み質の高い生活空間整備を目指す。

なお、景観重点地区は、今後、関係地区の合意を得て順次その指定を拡大する。

2・良好な景観づくりの方針

景観は、人々や社会の価値観、制度、経済状況などを反映し、時間の経過と共に絶えず変化するものであるが、少なくとも現に良好な景観や町並みが保全され、あるいは形成が進められている地区内において、その景観を阻害するようなデザ

インや色彩の建造物がつくられることは、決して望ましいことではない。

また、景観は町の歴史や文化、自然の風景や建造物等あらゆる要素が組み合っ
て、永い時間を要して形成されるものであることから、町や住民、事業者等が一
体となり、さらに学識経験者等とも協働し総合的に進めて行くものとする。

(1) 基本的な方針

- ア 良好な景観づくりは、生活環境の向上等町民生活に密接に関係してくること
から、住民、事業者、町が相互協力のもとに、景観施策を推進する。
- イ 優れた景観や文化を有し、景観づくりのモデルとなる地区を景観形成重要地
区として指定し、建造物の建築や色彩また樹木等の伐採等々に関して一定の規
制の基準を設けることにより、積極的に景観の保全や創造に取り組む。
- ウ 津野町の景観を特徴づける建造物を「景観重要建造物」として、また周辺地
域の景観形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として指定する。
- エ 公共の建築物、道路や公園等は良好な景観形成の模範として、先導的な役割
を果たす必要があることから、事業の実施に当たっては周辺の景観特性を阻害
することなく十分配慮をするとともに、地域の景観形成の上で重要な公共施設
を景観重要施設と位置づけ、景観法に基づく景観重要公共施設の整備に関する
特例等を活用し、良好な景観形成に努める。
- オ 住民による自主的な景観づくりを進めるため、各規制措置なども含めて、景
観に関する知識の普及や情報の提供に努める。

(2) 景観類型ごとの良好な景観づくりの方針

- ア 四国カルスト天狗高原周辺
カルスト台地ならではの、個性ある景観美や自然環境を保全し、四国を代
表する山岳観光スポットにふさわしい調和のとれた景観形成に取り組む。
- イ 河川・水辺周辺
源流の河川らしい、景観や環境を保全するため、河川敷きの環境美化に努め
るとともに水辺林の保護等に取り組む。
また、水性生物や鮎、アメゴ、ウナギなど多様な生物が生息できる河川環
境の保全や整備に取り組み、心なごむ水辺空間づくりを行う。
- ウ 農村集落周辺
 - (ア) 集落内や沿道への広告物設置、屋外への物品の集積や堆積などの規制、
また沿道の花壇の維持管理に努め、快適でゆとりのある集落環境や沿道景
観の形成に取り組む。
 - (イ) 棚田や畑等の遊休放棄地の防止に努めるとともに、地域の自然や文化な
ど個性を生かした、津野町らしい農村景観の維持と保全を図る。

エ 市街地（商業地区・住宅地区）

- (ア) 地域の個性ある景観形成の上で重要と思われる建築物や樹木等の保全を図ると共に、新たに建設や改築される建築物等は周辺景観と調和した建築物とすべく意匠の誘導に努める。
- (イ) 周辺景観にそぐわない屋外広告等のコントロールに努める。

(3) 公共施設の整備方針

ア 道路

- (ア) 道路は、最も根幹的な公共施設であり、また其処から見る景観は最も多くの人々が目にする景観である。

については、道路の持つ性格や機能によって、利用者が個性や親しみ、安全、安心、美しさなどが感じられるデザインを工夫する。

特に、周辺景観や沿道の環境への配慮は重要であり、沿道住民の理解と協力を得て、各道路に求められる機能にふさわしい空間をもつ道路整備を進める。

- (イ) 道路工事が地域の景観や生態系に及ぼす影響等について検討を行い、影響を最小限とし、必要に応じて移植や復元等に取り組む。また、小動物等の移動に配慮した工法の採用に努める。

イ 河川

- (ア) 津野町の景観を形成する上において、河川景観やその環境は大きな要素となっている。

については、河川関連工事（災害復旧工事を含む）を行うに当たっては、周辺景観と調和した石積み工法や自然植生を活用した工法の採用に努める。

また、河川景観を形成する上で重要な水辺林等への配慮を図るとともに、森の連続性や生態系の保全に取り組む。

ウ 建築物

公共の建築物は、地域住民と大きな関わりを持っている。については、形態、意匠、色彩やデザインだけでなく、素材や緑化等にも十分配慮し、周辺の景観と調和した文化性の高い、親しみの持てる施設整備に努める。

(4) 既存計画との調和

国、県、町が策定している既存計画に留意し、調和を保つものとする。

特に、本町の景観形成の上で大きな要素となっている山林や水辺景観と関わりが深

い「森林計画」や「四万十川条例」また「高知県四万十川の保全と振興に関する基本条例」等を尊重し、関係機関との協議や連携に努める。

3・良好な景観形成のための行為の制限

(1) 条例で定める届出対象行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める届出行為は、次のとおりとする。

ア・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更

イ・木竹の植栽並びに採取

ウ・屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積

届出対象行為

行 為	重点地区	一般地区
建築物の新築、増築、改築若しくは外観の変更又は色彩の変更	・ 建築面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの。 ・ 10㎡以上の色彩の変更	・ 建築面積200㎡以上又は高さ15mを超えるもの。 ・ 10㎡以上の色彩の変更
その他の工作物	・ 10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの。	・ 1,000㎡以上又は高さ5mを超えるもの。
鉱物の掘削、又は土石の採取	・ 10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの。	・ 1,000㎡以上又は高さ3mを超えるもの。
土地の形質の変更	・ 100㎡以上	・ 1,000㎡以上
森林の伐採及び植栽	・ 天然林の伐採100㎡以上 ・ 植林の伐採10,000㎡以上。	・ 森林の伐採100,000㎡以上。
屋外における物件の集積又は堆積	・ 面積10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの。	・ 面積1,000㎡以上又は高さ3mを超えるもの。

(2) 届出対象除外行為

ア・森林の除間伐や自家の生活用にあてるために必要な木竹等を伐採、又は通常ので管理行為や軽易な行為

イ・震災、風水害、火災等の応急行為として行う行為

ウ・その他、景観計画区域内及び重点地区内における届出対象除外行為については別に定める。

(3) 景観形成基準

景観計画区域内の一般地区並びに景観重点地区の景観形成基準は次のとおりとする。

ア・一般地区（景観形成基準）

区 分	行為制限（景観形成基準）
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	形態意匠：屋根形状は原則傾斜屋根とする。 色 彩：屋根は黒又は濃灰色等を基調とし、鮮やかな原色は避ける。また外壁も原色は避け、彩度の低い色、若しくは無彩色とし周辺景観に調和したものとする。 (マンセル値10未満が好ましい) 高 さ：建築物の高さは20mを超えないこと。 素 材：素材は原則として和風感のある素材を使用し、周辺景観との調和に努めること。
その他の工作物	鮮やかな原色は避け、周辺の景観と調和するよう努める。 工作物の高さは20mを超えないものとし、周囲に圧迫感や威圧感等を及ぼさないこと。
土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土、盛土の高さは5m以下とし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁工等を行なう場合は、石積工法を基本とする。また、必要に応じて芝や低木、高木等による緑化措置を講じること。
木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響等に配慮して行なうこと。
屋外における物件の集積又は堆積	集積物又は貯蔵物品等の露出等により、周囲の景観に影響を及ぼさないよう、最善の配慮を行うこと。 緑 化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努めること。

エ・景観重点地区（景観形成基準）

区 分	行為制限（景観形成基準）
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	<p>形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。</p> <p>色 彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。また、外壁等は原色を避け彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 (マンセル値10未満とする。)</p> <p>高 さ：建築物の高さは13mを越えないこと。</p> <p>素 材：素材は原則として和風感のある素材を使用し、周辺の景観との調和に努める。</p>
その他の工作物	<p>鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。</p> <p>高さは13mを超えないこと。また、周囲に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。</p>
土地の形質の変更	<p>採掘や造成に係る切土や盛土の高さは5m以下とし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行なう場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。</p>
木竹の伐採	<p>木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。</p>
屋外における物件の集積又は堆積	<p>集積物又は貯蔵物品等の露出により、周辺の景観に影響を及ぼさないよう、最善の配慮を行うこと。</p> <p>また、必要に応じて敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努めること。</p>

※その他の工作物とは以下に類するものとする。

- (1) 門、垣根、柵、花壇、その他これに類するもの。
- (2) 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、鉄塔その他これに類するもの。
- (3) 標識、照明施設その他これに類するもの。
- (4) 電気供給のための電線類又は有線電気通信のための線路。
- (5) 自動販売機等

(経過措置)

- 1) 津野町景観条例施行前に、景観形成重点地区内の土地について所有権を有し、かつその土地に住宅や店舗又は店舗併用住宅及びこれらに付随する建築物の所有権等を有する者が、津野町景観条例施行後に住宅、店舗又は店舗併用住宅及びこれらの付随建築物の増築又は改築を行なう場合にあつては上記の景観形成基準を参考として、協

議を行うものとする。

ただし、住宅、店舗、又は店舗併用住宅及びこれらの付随建築物の建替えに際しては、形態意匠、色彩、高さ等については、上記の景観形成基準を適用する。

(※ 上記の「店舗」とは、工場、倉庫、納屋、作業場等を含めたものを言う)

4・景観重要建造物並びに景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定

地域の自然や歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有する、次に示す項目の何れかに該当する建造物を景観重要建造物として指定する。

ア・伝統的様式や技法で構成され、津野町の歴史や文化・生活が感じられる建造物。

イ・街並みや農村の景観形成の上で、核となっている建造物。

ウ・優れたデザインを有し、地域のシンボリック的存在となっている建造物。

景観重要建造物
三島神社・片岡低・高野の廻り舞台・北川のつり橋・早瀬の一本橋・吉村虎太郎生家の門・サイフォン式水路・

(2) 景観重要樹木の指定

地域の自然や歴史、文化等からみて、樹木様態が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見され、かつ地域の良好な景観形成に重要であるものを、重要景観樹木として指定する。

ア・地域の住民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

イ・樹姿（樹高・樹形）が、地域のシンボリック的存在であり、良好な景観形成寄与している樹木。

ウ・地域の景観形成に取り組む上において、重要な位置にあるもの。

景観重要樹木
大古味川内五社神社の大ケヤキ・洗慶堂の大藤・力石の紅葉船戸の大銀杏・芳生野のしだれ桜・

5・屋外広告物の設置に関する方針

屋外広告物の規制は、本町の景観形成の上で重要な要素であることから、高知県と協働して規制を行って行く必要がある。

については「高知県屋外広告物条例」を遵守しつつ、計画の目標が達成出来るよ

- う、屋外広告物の規模や色彩を考え周辺の景観と調和が図るものとする。
- ア) 景観重点地区においては、黒又は茶色系の彩度の低い色若しくは無彩色とする。
(原色の使用はアクセントカラーにとどめる。)

6・景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

本町の景観形成の上で大きな影響を及ぼす公共施設（道路・橋梁・河川）を、景観形成上重要な公共施設として指定する。

なお、指定に際しては、関係機関との協議を行なう。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

【道路】

- ア・国道197号、439号の沿道は、街並みの連続性に配慮すると共に、街の中心部はにぎわいのある街づくりに配慮すること。
- イ・街路空間は、街路樹の植栽や適正管理に努めると共に、景観に配慮するために電線類の地中化や自然素材の活用など工夫を行うこと。
- ウ・街路灯や交通安全施設は、周辺の景観調和した素材やデザインまた色彩とすること。

【橋梁】

- ア・橋梁の整備にあたっては、周辺景観や歴史的背景等を勘案し色彩やデザインに配慮すること。

【河川】

- ア・河川整備（災害復旧含む）を行うに当たっては、周囲の自然景観や歴史的景観などとの調和に配慮すること。
- イ・河川の護岸は、自然素材を用いると共に、親水性のある形態とすること。また魚類や水生生物などの生息環境にも配慮すること。
- ウ・河川工事にあたっては、自然環境が再生可能な工法の選択に努めること。

種類	指定方針	指定施設
道路	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす道路	国道197号・国道439号 県道（窪川船戸線・四国カルスト縦断線・四国カルスト公園線を始めとする町内全ての県道）・全ての町道
橋梁	景観区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす橋梁	津野町内に架かる橋梁
河川	景観杭区内の景観形成に大きな影響を及ぼす河川	四万十川・北川・力石川・新莊川を始めとし、町内を流れる全ての河川。

7・その他の事項

(1) 優良な景観建築物等の認定並びに表彰

新たに整備した建造物であって、地域の自然や歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ地域の良好な景観形成に資するものであると認めるものを「優良景観建築物等」として認定並びに表彰する。

(2) 自主的な地域づくり・景観づくり団体への支援措置等

景観法に基づく「景観協定」を結び、自主的に良好な生活環境や景観づくりを行おうとする地区等を景観法第11条第2項の規定に基づく提案団体として認定するとともに、地域づくり等に関する情報提供や資料収集、研修機会の確保などの支援を行う。

第5章 各景観重点区域の景観形成基準

1・【北川地区】

本地区は、四万十川第二支流北川の兩岸の丘陵地に開けた集落であり、集落を南北に分ける北川には日野地吊り橋が架けられ、兩岸に広がる集落は四万十川最上流地域での人々の営みを今に伝える山里の風景である。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは、原則として10mを越えないものとする。 色彩：屋根は、黒又は濃灰色を基調とし、原色はさける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 マンセル値は10以下とする。 素材：素材は原則として和風感のある素材を使用し、周辺景観との調和に努める。
2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和したものとする。 高さは原則として13mを超えないものとし、周囲に威圧感や圧迫感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土、盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁工等を行う場合は、石積工を基本とする。また必要に応じて芝や樹木等による緑化措置

	を行う。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系への影響等を考慮して行うこと。
5・屋外における物件の集積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはその限りでない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や耕地などの背後地である、林地等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- ・ 本地域の景観形成の上で河川景観は重要な要素となっている。ついては、河川工事等において周辺景観との調和を図るとともに、水辺林や生態系等への影響の軽減や復元に努めること。
- ・ 住宅や、道路に面する箇所には、自然石などを用いた花壇を設置し、集落の環境美化に取り組むこと。

2・【船戸地区】

本地区は、四万十川の最上流部に位置するとともに、須崎市から新莊川沿いに梶原方面に向かうルートと四万十川を溯ったルートの合流点に開けた集落である。この地の歴史は古く、縄文の時代からの人々の営みが確認されており、室町時代の高僧である義堂や絶海を輩出した地でもある。また津野山古式神楽や花取り踊りなどの伝統文化が今に伝わる地域でもある。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは、原則として10mを越えないものとする。 色彩：屋根は、黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 マンセル値は10以下とする。 素材：素材は原則として和風感のある素材とし、周辺景観との調和に努めること。
2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和したものとする。

	高さは原則として13mまでとし、周囲に威圧感や圧迫感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土、盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行なう場合は、石積工を基本とする。また、必要に応じて芝や樹木等による緑化措置を行う。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系への影響等を考慮して行なうこと。
5・屋外における物件の集積又は堆積	規 模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはその限りでない。 緑 化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他目標事項

- ・ 集落や農地の背後地である、山林等との境界線の管理に努め、里山風景の保全に取り組む。
- ・ 本地域の景観を形成する上において、農村景観は重要な要素であり、今後予想される農地整備等においては、石積工などを用いて山村の農村風景にふさわしい修景づくりに取り組む。
- ・ 住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇を設置し、集落の景観美化に努める。
- ・ 津野山古式神楽や花取り踊りなどの伝統芸能の継承に取り組むと共に、神社やその鎮守の森を地域のシンボルとして保全する。
- ・ 景観ポイントの整備を行なう。

3・【芳生野地区】

本地区は、四万十川第二支流北川沿いに開かれた集落であり、山麓の鎮守の森やそれを中心として点在する集落、そして遠くに望む四国カルストの山並みなど、山村の集落としての風景を今に留めている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	<p>形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。</p> <p>高さ：建築物の高さは、原則として10mを越えないものとする。</p> <p>色彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 マンセル値は10以下とする。</p> <p>素材：素材は、原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。</p>
2・その他の工作物	<p>鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。</p> <p>高さは、原則として13mまでとし、周辺に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。</p>
3・土地の形質の変更	<p>採掘や造成に係る切り土や盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行う場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。</p>
4・木竹の伐採	<p>木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。</p>
5・屋外における物件の集積又は堆積	<p>規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはその限りでない。</p> <p>緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないように努める。</p>

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- ・ 「早瀬の一本橋」は、四万十川を渡る橋の原型であり、地域の景観形成の上で重要である。ついては、津野山古式神楽や浦安の舞などの伝統芸能の継承、また神社やその鎮守の森などを一体的に保存していく。
- ・ サイフォンを用いた水路や水路橋は、地域の生活を支える重要な施設であり、また地域の景観形成の上においても重要な要素である。

ついては、景観に配慮した施設の管理や保全に取り組み、集落景観の

向上に努める。

- ・ 住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇を設置し、集落景観のとしての美化に努める。

4・【口目ヶ市地区】

本地区は、四万十川第二支流北川沿いの最上流部に位置する丘陵地に開けた集落であり、険しい山間に肩を寄せ合うように軒が並ぶ集落には、その地形や環境に適した古民家も多く、厳しい自然に適応した人々の暮らしが今に窺える景観となっている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届け出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築・増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは、原則として10mを超えないものとする。 色彩：屋根は、黒又は濃灰色を基調とし、原色はさける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無着色とし、周辺の景観と調和したものとする マンセル値10以下とする。 素材：素材は和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努める。
2・その他の工作物	鮮やかな色彩を避け、周辺の景観と調和したものとする。 高さは、原則として13mまでとし、周囲に威圧感や圧迫感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	掘削や造成に係る切土、盛土の高さは、5mまでとし土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁工等を行う場合は、石積工を基本とする。また、必要に応じて芝や樹木等による緑化措置を行う。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系への影響等を考慮して行うこと。
5・屋外における物件の蓄積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはその限りでない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地の背後地である、山林等との境界線の管理に努め山里風景に取り組む。
- ・ 歴史観の在る古民家は、本集落の景観形成のうえで重要な要素であり、これら古民家の保全に取り組むと共に、住宅や道路沿線などに自然石などを用いた花壇や東屋、いなき等の設置を行い山村らしい風景の再現に努める。

5・【大古味地区】

四万十川第二支流北川の南端部に位置する本地区は、鈴ヶ森や角点山のふもとに沿って集落や田畑が見られ、集落の対岸には2638.98haに及ぶ国有林があり、そこを源とする上野々川や野々川、また足谷、観音谷などの支流が北川に注ぎ込んでいる。ここには、厳しい自然条件の中で川や森と共存し、農業や林業を営んできた人々の暮らしが残っている。

届け出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕、色彩の変更	<p>形態意匠：屋根の形状は、原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。</p> <p>高さ：建築物の高さは、原則として10mを越えないものとする。</p> <p>色彩：屋根は、黒または濃灰色を基調し鮮やかな原色は避ける。また外壁も原色は避け、彩度の低い色若しくは無彩色とし、周辺景観との調和したものとする。 マンセル値10以下とする。</p> <p>素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。</p>
2・その他の工作物	<p>鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和したものとする。</p> <p>高さは、原則として13mまでとし周辺に圧迫感や威圧感等を及ぼさないこと。</p>
3・土地の形質の変更	<p>採掘や造成に係る切土、盛土は5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁工等を行う場合は、石積工法を基本とする。また必要に応じて芝や低木、高木等による緑化措置を講じること。</p>
4・木竹の伐採	<p>木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響等に配慮して行うこと。</p>
5・屋外における物件の集積又は堆積	<p>規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはその限りにない。</p> <p>緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に</p>

	望見出来ないよう努めること。
--	----------------

2・その他の目標事項

- ・ 本地域の景観形成の上で河川景観は重要な要素となっている。
 ついては、河川工事等においては周辺景観との調和を図ると共に、水辺林や生態系等への影響の軽減や復元に努める。
- ・ 地域のシンボルとなっている「農耕用ゴンドラ」や「大ケヤキ」また「段畑」など、山里としての景観の保全に取り組む。

6・【新田地区】

本地区は、北川とその支流である力石川が合流した位置に開けた旧東津野村の中心集落であり、また国道197号と国道439号の分岐点となっている。

集落は、両国道に沿って形成され河川景観と相まって山間の集落らしい落ち着いた街並みとなっている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	<p>形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。</p> <p>高さ：建築物の高さは原則として10mを越えないものとする。</p> <p>色彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、集計の景観と調和したものとする。 マンセル値は10以下とする。</p> <p>素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。</p>
2・その他の工作物	<p>鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。 高さは原則として13mまでとし、周辺に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。</p>
3・土地の形質の変更	<p>採掘や造成に係る、切土や盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず構造物を施行する場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。</p>
4・木竹の伐採	<p>木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。</p>
5・屋外における物件の集積又は堆積	<p>規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む為の行為にあって</p>

	はその限りでない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努めること。
--	---

2・その他の目標事項

- ・本地区は、今後国道の改良工事が予定される所であり、改良工事と合わせて景観に配慮した街並みの形成に努める。
- ・市街地からの眺望ポイントを整備する。

7・【力石地区】

本地区は、四万十川第三支流である力石川並びに第四支流の西の谷川沿いに点在した集落である。特に西の谷川の流れは緩く自然護岸が多く残り、古民家と相まって里山の原風景を漂わせている。また、初夏には大量のホタルが乱舞し訪れる人々を魅了している。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届け出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは原則として10mを超えないものとする。 色彩：屋根は、黒又は濃灰色を基調とし、原色はさける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無着色とし、周辺の景観と調和したものとする。 マンセル値は10以下とする。 素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。
2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺景観と調和したものとする。 高さは、原則として13mまでとし、周井に威圧感や圧迫感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	掘削や造成に係る切土、盛土の高さは5mまでとし土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁工等を行う場合は、石積工を基本とする。また、必要に応じて芝や植生等による緑化措置を行う。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系への影響等を考慮して行うこと。
5・屋外における物件の蓄積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む行為にあつてはそ

	<p>の限りでない。</p> <p>緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。</p>
--	--

2・その他の目標事項

- ・ 当地区の魅力は、小川のせせらぎや自然河岸を中心に点在する集落の形成にある。ついては、自然河岸の保護・保全や里山風景の保全のための山林との境界線の管理に努める。
- ・ 初夏の夜、乱舞するホタルは地域の大きな資源であり、その保護や育成に取り組む。
- ・ 花木や紅葉などの植生や東屋などの整備を行ない、里山らしい景観ポイントの整備を行なう。

8・【宮谷地区】

本地区は、北川の支流域に位置する集落である。その集落の標高差は約200mと極めて険しく、民家の多くは山の麓や斜面に張り付くように点在している。

また、農地の多くは棚田や段畑で形成されており、地域の特産であるお茶畑や棚田の風景は遠方の山並みと相まって、山里の原風景をかもし出している。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築・増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は色彩の変更	<p>形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。</p> <p>軒の出寸法は、50cm以上とする。</p> <p>高さ：建築物の高さは原則として10mを越えないものとする。</p> <p>また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無着色とし、周辺の景観と調和したものとする。</p> <p>マンセル値は10以下とする。</p> <p>素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。</p>
2・その他の工作物	<p>鮮やかな色彩は避け、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>高さは、原則として13mまでとし、周囲に威圧感や圧迫感を及ぼさないこと。</p>
3・土地の形質の変更	<p>掘削や造成に係る切土、盛土の高さは、5mまでとし土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行う場合は、石積工を基本とする。また、必要に応じて芝や樹木等による緑化措置を行う。</p>
4・木竹の伐採	<p>木竹の伐採は、周辺景観や生態系への影響を考慮して行うこ</p>

	と。
5・屋外における物件の蓄積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積は10㎡までとする。 但し、農林業その他の事業を営む為の行為にあつてはその限りにない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地の後背地である、山林との境界線の管理に努め山里風景の保全に取り組むと共に、地域のシンボルでもある棚田の景観保全に努める。
- ・ 地域に伝わる、「堂の口開け」や「つべかえり地蔵」また「お薬師様」などの伝統行事や風習などの保存に努める。
- ・ 穴神山のアケボノツツジやオンツツジの群生地を保護、保全に努める。
- ・ 景観ポイントを定め、自然石などを配置した花壇の設置や東屋の整備に取り組む。

9・【高野地区】

本地区は、北川の支流折渡川沿いに形成された集落であり、津野町を東西に貫く国道197号沿いの津野町の西端に位置する集落である。本地区には、国の重要有形文化財に指定されている「高野の廻り舞台」やそこを舞台として演じられる「農村歌舞伎」また国の重要無形文化財に指定されている「津野山古式神楽」、そして「花取り踊り」や「牛鬼」など多くの有形、無形の文化が息づく処となっている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の建築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは原則として10mまでとする。 色彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 (マンセル値は10以下とする。) 素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。
2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。 高さは、原則として13mまでとし周辺に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。

3・土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土や盛土の高さは5 mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行う場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。
5・屋外における物件の集積又は堆積	規模：高さは1.5 m以下又は面積10 m ² までとする。 但し、農林業やその他事業を営む為に行う行為にあつては、その限りではない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地の背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山風景の保全に取り組む。
- ・ 地域の持つ、有形・無形の伝統文化の保存と育成に努める。
- ・ 自然石や花木などを配した花壇の設置や、里山らしい景観ポイントの整備に取り組む。

9【樺の川地区】

本地区は、新莊川の第二支流樺の川の溪流沿いに点在する集落である。

本集落の特徴は、里山の代表的な風景とも言える棚田にあり、その規模は本町では最も広い面積を有する処となっており、先人の汗にまみれた開拓の歴史が窺える景観となっている。また、本地区にある勝宝寺は永禄9年（1566年）に観音堂が再建されたという記録からも、地域の歴史の古さを物語っている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象高	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	<p>形態意匠：屋根は原則傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50 cm以上とする。</p> <p>高さ：建築物の高さは原則として10 mまでとする。</p> <p>色彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 (マンセル値は10以下とする。)</p> <p>素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。</p>

2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。 高さは、原則として13mまでとし周辺に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土や盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行う場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。
5・屋外における物件の集積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業やその他事業を営むにあたっては、その限りではない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努めること。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め、里山景観の保全に取り組む。
- ・ 本地域を最も特徴付けている棚田の保全に取り組むと共に、景観に調和したミニ花壇の整備や景観ポイントとしての東屋等の整備に取り組む。

10・【貝の川地区】

本地区は、新莊川の支流貝の川沿いに点在する集落である。

その地形は急峻で、其処には長い歴史の中で先人達の汗と知恵の結晶で築かれた、棚田郡があり急峻な石積みは、堅固な城壁を思わせる景観となっている。

1・届出対象行為並びに景観形成基準

届出対象行為	行為制限（景観形成基準）
1・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更又は色彩の変更	形態意匠：屋根は原則として傾斜屋根とする。 軒の出寸法は、50cm以上とする。 高さ：建築物の高さは原則として10mまでとする。 色彩：屋根は黒又は濃灰色を基調とし、原色は避ける。 また、外壁等は原色を避け、彩度の低い色合いや無彩色とし、周辺の景観と調和したものとする。 (マンセル値は10以下とする) 素材：素材は原則として和風感のあるものを使用し、周辺景観との調和に努めること。

2・その他の工作物	鮮やかな色彩は避け、周辺の景観と調和するよう努める。 高さは、原則として13mまでとし、周辺に圧迫感や威圧感を及ぼさないこと。
3・土地の形質の変更	採掘や造成に係る切土や盛土の高さは5mまでとし、土羽による調整を基本とする。やむを得ず擁壁等を行う場合は、石積工法を基本とし、必要に応じて芝や低木、中高木等による緑化措置を講じること。
4・木竹の伐採	木竹の伐採は、周辺景観や生態系等への影響に配慮して行うこと。
5・屋外における物件の集積又は堆積	規模：高さは1.5m以下又は面積10㎡までとする。 但し、農林業やその他事業を営む為に行う行為にあつてはその限りではない。 緑化：敷地周辺部に垣や植生を施し、公共の場から容易に望見できないよう努める。

2・その他の目標事項

- ・ 集落や農地との背後地である、山林等との境界線の管理に努め里山景観の保全に取り組む。
- ・ 本地区の特徴である、棚田の保全に取り組むと共に景観ポイントの整備を行なう。

1.1・【四万十川源流景観】

四万十川は、本町の景観形成のうえで最も根幹を成すものである。

ついては、町内を流れる四万十川本流、四万十川第二支流北川、並びに同第三支流石川の河川域を四万十川景観ゾーンとして景観保全に努める。

- 1・届け出対象行為並びに景観形成基準等は四万十川条例に準じる。

1.2・【坂本龍馬脱藩の道】

維新の礎を築いた男、坂本龍馬が脱藩の際に通ったとされるルートに内、次の区域を重点区域とし、その保全に努める。

重点地区名	行為制限（景観形成基準）
三間の川地区	景観重点地区に順ずる
西谷地区	々
桂地区	々

第6章 景観農業地域整備計画の策定に関する基本的事項

景観農業振興地域整備計画は、景観法に基づく景観計画区域内の農業振興地域において農業振興地域整備計画と適合させながら、景観と調和した農業経営を推進するために、農用地等の保全や農業生産基盤の整備、農業用施設の整備を一体的に進めるための基本方針を定めたものである。

については、本町の農村景観の保全と営農環境の整備を推進する上において必要性が生じた場合に検討を行なう。